# (R4改正後全文)

山形県警察少年相談実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、少年相談を適正かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

# 第2 少年相談の意義

少年相談とは、少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、その内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助(以下「援助等」という。)を行うことをいう。

# 第3 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

- 1 生活安全部人身安全少年課長及び警察署長(以下「警察署長等」という。)は、警察本部にあっては少年サポートセンター所長、警察署にあっては、生活安全課長又は 刑事生活安全課長に、少年相談担当責任者として少年相談の処理を統括させるものとす る。
- 2 少年相談担当責任者は、少年警察部門の警察職員の中から少年相談を処理するために 必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者に指定し、少年相談の処 理に従事させるものとする。

### 第4 少年相談の受理

少年相談は、原則として少年相談担当者が取り扱うものとし、少年相談担当者以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年相談担当責任者に報告の上、少年相談担当者に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適当と認めた場合においては、警察署長等に報告し、少年相談担当責任者に連絡した上で、自ら当該事案を処理することができるものとする。

#### 第5 少年相談の措置

- 1 少年相談担当者は、受理し、又は引継ぎを受けた少年相談について、少年相談担当責任者に相談内容を報告の上、必要な指揮を受けた後、相談者に対し適宜援助等を行うものとする。
- 2 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年(以下「対象少年」という。)自身に面接し、これに対する援助等を行うことが必要であると認められるときは、警察署長等に報告の上、対象少年の保護者等と連絡をとり、対象少年を適当な場所に招致して援助等を行うものとする。ただし、対象少年が特定少年(少年法(昭和23年法律第168号)第62条第1項に規定する特定少年をいう。)の場合は、本人と連絡をとり、援助等を行うものとし、必要に応じて、当該少年の両親等に併せて連絡するものとする。
- 3 対象少年に対して相当期間継続して援助等を行うことが必要であると認められる場合

- は、対象少年の性格を正しく把握した上、非行等の原因、家庭環境等について改善を促すなど継続的に援助等を行うほか、必要に応じて、児童相談所、学校等の関係機関が対象少年に係る情報を共有し連携して対応する要保護児童対策地域協議会等を効果的に活用するものとする。
- 4 受理した相談が他の所属又は関係機関において取り扱うことが適当であると認められるときは、少年相談担当責任者に報告し、警察署長等の指揮を受けた後、当該事案を担当すべき他の所属又は関係機関に引き継ぐなど相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

# 第6 警察本部による警察署に対する支援強化

生活安全部人身安全少年課長は、警察署が取り扱う少年相談のうち、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関における対応が適当と認められる相談等については、少年サポートセンターが主体となって少年補導専門官の派遣及び関係機関への連絡・調整を行うなど必要な支援を積極的に行うものとする。

# 第7 運用上の配意事項

- 1 少年相談は、原則として少年警察部門の職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。
- 2 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、関係者 の秘密の保持に特に配意するものとする。
- 3 警察本部及び警察署においては、少年相談の利用を促進するため、広報に努めるとと もに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入口等に適当な表示を掲げるものとす る。
- 4 少年相談を推進するに当たっては、少年相談担当者が少年相談に関する教養や研修を 受けられるように留意し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係 機関との連携の強化にも配意して、少年相談の処理体制の充実を図るものとする。

# 第8 記録等

- 1 受理した少年相談の受理簿の作成、処理に関する指揮、引き継ぎ及び文書の管理については、警察安全相談事務取扱要綱の規定による。
- 2 少年相談として措置した後において、継続補導の措置が必要と判断される場合は、山 形県少年警察活動要綱第18条の規定により措置することとする。